

## 既存県有施設省エネ化可能性調査業務企画提案募集要領

この要領は、既存県有施設省エネ化可能性調査業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 目的

県では、「県有施設 ZEB 化・省エネ化指針」を策定し、県有施設のゼロエネルギー化を推進していくこととしている。本業務は、宮城県産業技術総合センター及び宮城県図書館の空気調和設備改修にあたって、脱炭素化推進事業債の適用を目指した省エネルギー基準への適合性検討を行うものである。

あわせて、本検討を通じて、改修時における省エネ手法の有効性や経済性を「見える化」し、今後の施設の効率的な改修方針を策定するための基礎資料とすることを目的とする。

### 2 業務内容

#### (1) 委託業務の内容

「既存県有施設省エネ化可能性調査業務」仕様書（案）（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (2) 委託期間

契約締結の日から令和8年12月25日まで

#### (3) 事業費（委託上限額）

金 12,149,940 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確約するものではない。

※消費税及び地方消費税については10%相当額で計上するものとする。

#### (4) 履行場所等

ア 宮城県産業技術総合センター（仙台市泉区明通2丁目2番地）

イ 宮城県図書館（仙台市泉区紫山1丁目1-1）

### 3 応募資格

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 県内に活動の拠点（本社又は営業所等）を有していること。

(3) 本事業の募集開始時から企画提案書提出時までの間に、県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。

(4) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (9) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (10) 本業務を的確に遂行する能力を有し、本業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- (11) 複数事業者による共同提案にあっては、次のいずれにも該当すること。
  - ア 全事業者が上記1から10までを満たしていること。
  - イ 県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の共同提案者については、代表者との契約により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。
  - ウ 構成員が、他の企業連合の構成員として又は単独により本企画提案に参加していないこと。

#### 4 スケジュール

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 企画提案募集及び質問の受付開始      | 令和8年3月27日（金）     |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問書の提出期限 | 令和8年4月3日（金）午後3時  |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答   | 令和8年4月8日（水）午後5時頃 |
| (4) 企画提案書の提出期限           | 令和8年4月14日（火）正午   |
| (5) 一次審査（書面審査）           | 令和8年4月15日（水）     |
| (6) 選定委員会（プレゼンテーション審査）   | 令和8年4月16日（木）（予定） |
| (7) 選定結果通知               | 令和8年4月下旬         |
| (8) 見積合わせ                | 令和8年4月下旬         |
| (9) 契約締結                 | 令和8年5月上旬         |

※一次審査は、原則として応募者が3者を超えた場合のみ実施する。

※スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

#### 5 業務に関する質問受付及び回答

本業務に関する質問については、次により質問書（様式第1号）を提出すること。

なお、口頭及び電話による質問については受付しない。

- (1) 受付期限 令和8年4月3日（金）午後3時まで（必着）
- (2) 提出先 宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班
- (3) 提出方法 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出する。電子メールのタイトルは、「既存県有施設省エネ化可能性調査業務に関する質問」とすること。  
電子メールアドレス kankyop@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年4月8日（水）午後5時までに宮城県環境生活部環境政策課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

## 6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和8年4月14日(火)正午まで(必着)とする。
- (2) 提出方法 書面は郵送又は持参  
企画提案書の電子データは電子メール、データ送信サービス、CD-ROMの郵送等
- (3) 提出先 〒980-8570  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎13階(北側)  
宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班  
電子メールアドレス kankyop@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 提出書類
- ア 企画提案届出書(様式第2号) 1部
  - イ 企画提案書 8部及び電子データ
    - (ア) 規格はA4判とする。
    - (イ) 表紙及び目次を付け、表紙には「事業名」、「事業者名」、「事業所等所在地」、「代表者名」、「担当者名(所属、職、氏名)」及び連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)を記載すること。
    - (ウ) 各ページに通し番号を付すること。
    - (エ) 両面印刷で30ページ以内とすること。なお、表紙及び目次はページ数に含まない。
    - (オ) 企画提案書は、仕様書に掲げる内容を踏まえ、おおむね下記の事項について記載するほか、本業務の適切な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること
      - ①会社概要
      - ②業務実績  
類似業務の実績について、概要や件数等を記載すること。
      - ③業務の実施体制  
各業務の概要、責任者の職・氏名や役割のほか、従事する人数などを記載すること。
      - ④業務全体の流れ・スケジュール
      - ⑤仕様書中「3 業務仕様」に記載された業務内容に関する企画提案  
独自提案には、「独自提案」等の見出しを付けて記載すること。
  - ウ 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第3号) 1部
  - エ 概算見積書  
事業費について、数量・単位・単価による内訳や積算根拠を明記すること。  
なお、業務委託候補者として選定された場合に、当該見積書の金額で契約することを約するものではない。
- (5) 提出後の変更等  
提出された書類等については、提出後の訂正、差し替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類等は、一切返却しない。
- (6) その他
- ア 企画提案書の再提出は、認めない。
  - イ 審査は提出された企画提案書により行うが、提案書受付後、提案内容について説明を求められることがある。

## 7 業務委託候補者の決定

(1) 一次審査（書類審査） ※応募者が3者を超えた場合のみ実施

ア 実施日 令和8年4月15日（水）

イ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記8の評価項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位3者を選定する。

(2) 本審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日 令和8年4月16日（木）予定

イ 実施場所

宮城県行政庁舎内会議室

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

(3) 本審査の実施方法

ア 出席者は1提案につき3名以内とする。

イ 1提案者あたりの持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

ウ 応募のあった企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

エ モニター及びHDMIケーブルの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意する。

オ 社会情勢等により参集が困難となった場合は、書面審査又はその他の形式により選定を行う。なお、この場合、実施方法については別途通知する。

(4) 評価・選定方法

ア 県が設置する選定委員会において、下記8の評価項目及び配点に基づき企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査する。

イ 業務委託候補者は、各委員評価点の平均が、満点の6割以上の提案者の中から選定する。

ウ 各委員が評価点の高い順に順位付けをし、1位をつけた委員の数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

エ 前項において「1位をつけた委員の数が最も多い提案者」が複数いる場合は、この中から「各委員による評価点の合計が最も高い提案者」を業務委託候補者として選定する。なお、「各委員による評価点の合計が最も高い提案者」が複数の場合は、委員長が業務委託候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は選定委員会で協議の上、業務委託候補者を選定する。

オ 提案者が1者のみであった場合は、各委員の評価点を合計し、満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

## 8 評価基準・配点

次の評価項目及び配点（合計100点）とする。※配点は一次審査・本審査ともに同様

評価項目	評価の視点	配点
1. 実績 <配点10点>	・本業務に類似する業務実績及び経験はあるか。	10点
2. 実施体制 <配点25点>	・提案内容を確実に履行できる実施体制（役割、従事する人数等）は適切か。 ・業務を適切に履行する能力を有した担当者を配置しているか（一級建築士又は建築設備士、その他、上記に準ずる建築、建築設備又	15点

	は環境整備に関する資格を有し、登録を行っている又は登録済書の交付を受けている。)	
	・確実に業務を遂行できるスケジュールになっているか。	10点
3. 業務内容 <配点30点>	・業務の目的、条件、内容を的確に理解しているか ・提案内容に説得力があるか。	30点
4. 独自提案 <配点30点>	・提案者独自の技術・ノウハウ・リソース等を活用した事業効果を高める提案が盛り込まれているか。	30点
5. 概算見積書 <配点5点>	・事業費の積算は適切か ・各業務の目的・内容を踏まえ、予算内で、効果的な業務遂行が考えられているか。	5点
合計		100点

## 9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- (2) 本実施要領等に従っていない場合
- (3) 選定委員会におけるプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (7) 故意に委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) その他提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

## 10 選定結果の公表方法・内容

### (1) 選定結果の通知

ア 一次審査結果の通知 ※応募者が3者を超えた場合のみ実施

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を文書で通知する。

イ 本審査結果の通知

所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知（令和8年4月下旬予定）。

ウ 選定結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点を公表する。ただし、第1順位の業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

## 11 委託契約の締結

### (1) 仕様の決定

審査結果の通知後、県と事業委託候補者が協働して仕様を調整し、決定する。

### (2) 見積合わせ

仕様の決定後、見積合わせを行う日時及び場所等については後日通知する。

### (3) 契約

見積結果の通知後、速やかに契約手続きを開始し、契約を締結する。

## 1.2 提出関係書類の様式

- (1) 質問書 様式第1号
- (2) 企画提案参加申込書 様式第2号
- (3) 宣誓書 様式第3号

## 1.3 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 本事業により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。
- (3) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (4) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。
- (5) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、県と受注者が協議の上決定する。
- (6) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

## 1.3 問い合わせ先

宮城県環境生活部環境政策課 環境計画推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2663

(様式第1号)

既存県有施設省エネ化可能性調査業務に係る質問書

質問者	事業者名	
	連絡先	担当者名 TEL E-mail
質問内容		

- ・企画提案に当たり質問事項がある場合には、本書を電子メールで送付すること。
- ・送付先：宮城県環境生活部環境政策課環境計画推進班  
E-mail : kankyop@pref.miyagi.lg.jp

(様式第2号)

既存県有施設省エネ化可能性調査業務企画提案参加申込書

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所在地  
事業者名  
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 申込者の概要

事業所等所在地	〒		
事業者名	(フリガナ)		
業種			
従業員数	人		
代表者職名・氏名			
主な事業内容			
担当者部署名		担当者名	
担当者電話番号		E-mail アドレス	

2 添付書類

- ・宣誓書 (様式第3号)

(様式第3号)

既存県有施設省エネ化可能性調査業務企画提案宣誓書

年 月 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

既存県有施設省エネ化可能性調査業務受託事業者としての応募にあたり、既存県有施設省エネ化可能性調査業務企画提案募集要領の3に規定された応募資格を全て満たし、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有していることを宣誓します。